

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月10日

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会
会長 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務

(2) 業務の目的

韓国・釜山で開催される第48回世界遺産委員会における、「飛鳥・藤原の宮都」（以下、「飛鳥・藤原」とする。）の審議状況および現地出席者のコメントを生中継し、登録決定の瞬間を関係者や県民とともに見届けるパブリックビューイングを実施することにより県民への周知や機運醸成を図ることを目的とする。

その中継機材の調達設置、同時通訳の手配をはじめとする対応業務を委託するものである。

(3) 業務の内容

- ① 世界遺産委員会現地からの中継業務
- ② 映像・音響・中継機材の手配・設営・操作
- ③ 通信環境の整備
- ④ 会場設営、搬入・搬出
- ⑤ 進行・運営
- ⑥ 同時通訳業務
- ⑦ 祝賀メッセージ動画の撮影・編集・上映
- ⑧ 記録、実績報告書の作成

(4) 委託料上限額

金 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とします。

〈年度内訳〉

令和7年度 0円

令和8年度 19,705,000円

注) 令和8年度の協議会の予算において、当該業務に係る委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、業務委託仕様書（以下「仕様書」）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日(金)

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県・橿原市・桜井市・明日香村の入札参加停止、指名停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、あるいは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9)及び(10)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県または橿原市、桜井市、明日香村の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目において、「役務の提供(広告・イベント業務)」に類する登録があること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。

(13) 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する300名以上のイベント運営業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

(14) 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に国、県、市町村又はそれに類する団体等（構成団体に国または県、市町村を含む）が実施する2拠点以上を同時に結ぶ双方向中継業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※ただし、（13）及び（14）の要件を同時に満たす業務も可とする。

※共同企業体（JV）の参加に係る留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

①共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

a) 共同企業体のすべての構成企業が上記（1）から（11）の条件を満たしていること。

b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記（12）から（14）の条件を満たしていること。

②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

③代表者及び構成員を変更することはできない。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。

(2) 複数の提案書等を提出したとき。

(3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

(4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

(5) 提出書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 世界遺産室 登録推進係

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局

電話（直通）：0742-27-2054

電子メールアドレス：sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp

(2) 仕様書の配布

公告の日から3月18日（水）午後5時までの間に、（1）の担当部局又はインターネットの『世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会公式ホームページ』から入手することと

する。

- (3) 令和8年度「飛鳥・藤原の宮都」パブリックビューイング実施業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」）の配布

公告の日から3月18日（水）午後5時までの間に、（1）の担当部局又はインターネットの『世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会公式ホームページ』から入手することとする。

- (4) 説明会の開催、質問の受付

説明会は実施しないこととする。質問の受付については、4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は返却しない。

- (3) 本業務の詳細は、4の（3）により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではない。業務内容については、契約後改めて奈良県世界遺産室との協議のもと進めるものとする。